



公益社団法人

全日本トラック協会

令和7年10月31日

「特殊車両通行確認制度」講習会を開催します

～電子化された道路情報により即時通行が可能～

道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値）を定めています。この一定の大きさや重さを超える車（特殊な車両）が通行するには、道路法に基づき、通行の許可または通行経路の確認の回答を受ける必要があります、これを「特殊車両通行制度」といいます。

当協会では、「特殊車両通行制度」の基本的な内容を把握していただくとともに道路情報が電子化された道路を対象にオンラインで即時に通行が可能となる「特殊車両通行確認制度」について、次のとおり講習会を開催いたします。

1. 日 時： 令和7年11月25日（火）14時00分～15時30分

2. 内 容： (1)「特殊車両通行制度」について（仮題）

国土交通省 道路局道路交通管理課 車両通行対策室

(2)「特殊車両通行確認制度」について（仮題）

一般財団法人道路新産業開発機構 特車登録センター

3. 対 象：各都道府県トラック協会の会員事業者

特殊車両通行制度は、原則、車両が下記の寸法や重量を1つでも超える場合が対象になります。（貨物が積載されている場合には、その状態をいいます。）

		一般的制限値（最高限度）
寸 法	幅	2.5m
	長 さ	12.0m
	高 さ	3.8m（高さ指定道路は 4.1m）
	最小回転半径	12.0m
重 量	総重量	20.0t（高速自動車国道及び重さ指定道路は 25.0t）
	軸 重	10.0t
	隣接軸重	18.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.8m 未満 19.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.3m 以上 かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5t 以下 20.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.8m 以上
	輪荷重	5.0t

出典：中部地域連絡協議会事務局「特殊車両通行ハンドブック 2025.5月版」

4. 参加費：無 料

※本研修会は当協会重量部会の実務担当者研修会をウェブで視聴できるようにしております。

5. 参加方法： WEB 参加（定員 500 名：先着順）

WEB 参加を希望される方は、次の申し込みフォームから 11 月 19 日（水）までにお申し込み下さい。

○w e b 参加お申し込みフォームのリンク先は次のとおりです。

https://zoom.us/webinar/register/WN_NyT6tLqJTmSn3SCFywpv2A



Zoom ウェビナーを利用し、当日の入室は 13 時 45 分から開始します。

- ・申し込み登録されると、Zoom（「no-reply@zoom.us」のメールアドレス）から登録されたメールアドレス宛に確認メールが送信されます。

登録から 10 分以上過ぎてもメールが確認できない場合は次の可能性があります。

- ・メールが迷惑メールとして振り分けられている。
⇒迷惑メールを振り分けたフォルダを確認してみてください。
- ・メールアドレスが正しく入力されていない。
⇒登録状況を確認しますので、事務局までお問い合わせ下さい。

- ・開催日前（11 月 21 日）に「douroshisetsu@jta.or.jp」のメールアドレスから WEB 参加申込み時に登録されたメールアドレス宛に資料データを送信いたします。データ容量が大きい場合は、ダウンロード用の URL によりご案内いたします。

なお、研修中は画面共有にて資料を映します。

- ・研修会の進行上、接続等の個別のトラブル発生につきましては、対応いたしかねますので、あらかじめご承知おき願います。

＜特殊車両通行制度に関する参考サイト＞

○特殊車両通行制度について（国土交通省）

<https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/>

○特殊車両通行ハンドブック 2025[2025 年 5 月発行]

（中部地域連絡協議会事務局 国土交通省 中部地方整備局 道路部 交通対策課）

https://www.cbr.mlit.go.jp/road/oogatasha_tekisei/pdf/tokushusharyo_hand_book_2025.pdf

○特殊車両通行許可申請の申請・問合せ窓口（国土交通省関東地方整備局）

<https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html>

◇本件の問い合わせ先：道路・施設部 TEL:03-3354-1091